

三井住友信託銀行株式会社が発行した フューチャートラストのフレームワークに対する 適合性評価に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、三井住友信託銀行株式会社が発行したフューチャートラストのフレームワークに対する適合性評価に対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（SMTB）が実行した元本補てん付き合同金銭信託（新型金銭信託＜フューチャートラスト＞）（フューチャートラスト）の、「グリーンファイナンス・フレームワーク」及び「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」（以下、個別に又は総称して「本フレームワーク」）への適合性を評価したものである。

JCR は、2024 年 9 月 30 日に SMTB がフューチャートラストを対象として策定した「グリーンファイナンス・フレームワーク」に対して、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 Green 1(F)を付与し公表している。また、同日に SMTB がフューチャートラストに対して策定した「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」に対する意見書を公表している。

本第三者意見書の目的は、上記本フレームワークを参照して SMTB が発行したフューチャートラスト（対象期間：2024 年 10 月～2025 年 3 月、以下、左記の対象期間内に発行されたフューチャートラストを「本評価対象」）が、本フレームワークに定める（1）調達資金の使途、（2）プロジェクトの選定プロセス、（3）調達資金の管理、（4）レポーティングの 4 要素への適合性を確認することである。また、JCR は適合性評価に先立ち、本フレームワークが引き続き参照とする原則・ガイドライン等（関連原則等）に適合しているかについての確認も行っている。

1. 本フレームワークへの関連原則等への適合性の確認

「グリーンファイナンス・フレームワーク」及び「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」のいずれも、初回評価時より変更はない。評価の対象となる関連原則類の改定も踏まえ、「グリーンファイナンス・フレームワーク」及び「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」が評価時点において引き続き本フレームワークが当初参照した関連原則類へ適合していると評価している。

2. 本評価対象の本フレームワークへの適合性評価

（1）調達資金の使途

資金使途は 7 ページに記載のとおりである。JCR は本評価対象の資金使途の対象となるプロジェクトが本フレームワークに定める適格クライテリアに準拠していることを確認した。

なお、資金使途の対象となるプロジェクトが環境・社会に及ぼしうる負の影響を SMTB が精査し、募集後のモニタリングにおいて問題ないと判断していることを、JCR は SMTB に対するヒアリングにより確認している。

（2）資金使途の選定プロセス

本評価対象を募集するに際して実施されたプロセスは本フレームワークにしたがっていることを、JCR は SMTB へのヒアリングにより確認している。

また、本評価対象を募集する際の目標・基準及びプロセスは適切に開示され、投資家が事前に参照できる仕組みが構築されていることについても JCR は確認している。

(3) 調達資金の管理

本評価対象にかかる資金の充当状況は 7 ページに記載のとおりである。SMTB は資金を速やかに対象となるファイナンスに充当していること等により未充当金額を発生させていないことを JCR は確認した。また、SMTB へのヒアリングにより、本評価対象に関する資金管理体制が本フレームワークに従って実施されていることを、JCR は確認している。

(4) レポーティング

SMTB は、本評価対象にかかる 2025 年 3 月末時点の資金の充当状況、インパクト・レポーティングとして本フレームワークに定められた項目を SMTB のウェブサイト上で開示している。

以上より、JCR は本評価対象が本フレームワークの各要素へ適合していると評価した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：三井住友信託銀行株式会社が発行したフューチャートラストの
フレームワークに対する適合性評価
(モニタリング対象：2024 年 10 月～2025 年 3 月)

発行体：三井住友信託銀行株式会社

2025 年 9 月 25 日
株式会社 日本格付研究所

目次

＜要約＞	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 本意見書における確認項目	- 5 -
III. 本評価の一覧	- 6 -
IV. 本フレームワークの関連原則類への適合性確認	- 6 -
1. グリーンファイナンス・フレームワーク	- 6 -
2. ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク	- 6 -
V. 本フレームワークとの適合性確認	- 7 -
1. 調達資金の使途	- 7 -
2. 資金使途の選定プロセス	- 7 -
3. 調達資金の管理	- 7 -
4. レポーティング	- 8 -
4-1. 資金の充当状況に係るレポーティング	- 8 -
4-2. 環境改善効果・社会的便益に係るレポーティング	- 8 -
VI. 本フレームワークとの適合性確認	- 8 -

＜要約＞

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（SMTB）が実行した元本補てん付き合同金銭信託（新型金銭信託＜フューチャートラスト＞）（フューチャートラスト）の、「グリーンファイナンス・フレームワーク」及び「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」（以下、個別に又は総称して「本フレームワーク」）への適合性を評価したものである。

株式会社日本格付研究所（JCR）は、2024年9月30日にSMTBがフューチャートラストを対象として策定した「グリーンファイナンス・フレームワーク」に対して、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 **Green 1(F)**を付与し公表している¹。また、同日にSMTBがフューチャートラストに対して策定した「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」に対する意見書を公表している²。

本第三者意見書の目的は、上記本フレームワークを参照してSMTBが発行したフューチャートラスト（対象期間：2024年10月～2025年3月、以下、左記の対象期間内に発行されたフューチャートラストを「本評価対象」）が、本フレームワークに定める（1）調達資金の使途、（2）プロジェクトの選定プロセス、（3）調達資金の管理、（4）レポーティングの4要素への適合性を確認することである。また、JCRは適合性評価に先立ち、本フレームワークが引き続き参照とする原則・ガイドライン等（関連原則等）に適合しているかについての確認も行っている。

1. 本フレームワークへの関連原則等への適合性の確認

「グリーンファイナンス・フレームワーク」及び「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」のいずれも、初回評価時より変更はない。評価の対象となる関連原則類の改定も踏まえ、「グリーンファイナンス・フレームワーク」及び「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」が評価時点において引き続き本フレームワークが当初参照した関連原則類へ適合していると評価している。

2. 本評価対象の本フレームワークへの適合性評価

（1）調達資金の使途

資金使途は7ページに記載のとおりである。JCRは本評価対象の資金使途の対象となるプロジェクトが本フレームワークに定める適格クライテリアに準拠していることを確認した。

なお、資金使途の対象となるプロジェクトが環境・社会に及ぼしうる負の影響をSMTBが精査し、募集後のモニタリングにおいて問題ないと判断していることを、JCRはSMTBに対するヒアリングにより確認している。

¹ 元本補てん付き合同金銭信託（新型金銭信託＜フューチャートラスト＞）（フューチャートラスト）「グリーンファイナンス・フレームワーク」（2024年9月30日公表）

<https://www.jcr.co.jp/download/f77eae94935be48edb615c966698286b0e65695ea061688749/24d0830.pdf>

² 元本補てん付き合同金銭信託（新型金銭信託＜フューチャートラスト＞）（フューチャートラスト）「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」（2024年9月30日公表）

<https://www.jcr.co.jp/download/184751f73e059f5d65b109650bbe5e45155051d37e20902e22/24d0831.pdf>

(2) 資金使途の選定プロセス

本評価対象を募集するに際して実施されたプロセスは本フレームワークにしたがっていることを、JCR は SMTB へのヒアリングにより確認している。

また、本評価対象を募集する際の目標・基準及びプロセスは適切に開示され、投資家が事前に参照できる仕組みが構築されていることについても JCR は確認している。

(3) 調達資金の管理

本評価対象にかかる資金の充当状況は 7 ページに記載のとおりである。SMTB は資金を速やかに対象となるファイナンスに充当していること等により未充当金額を発生させていないことを JCR は確認した。また、SMTB へのヒアリングにより、本評価対象に関する資金管理体制が本フレームワークに従って実施されていることを、JCR は確認している。

(4) レポーティング

SMTB は、本評価対象にかかる 2025 年 3 月末時点の資金の充当状況、インパクト・レポーティングとして本フレームワークに定められた項目を SMTB のウェブサイト上で開示している。

以上より、JCR は本評価対象が本フレームワークの各要素へ適合していると評価した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見書は、SMTB が実行したフューチャートラスト(対象期間:2024 年 10 月～2025 年 3 月)の、本フレームワークへの適合性を評価したものである。

JCR は、2024 年 9 月 30 日に SMTB がフューチャートラストを対象として策定した「グリーンファイナンス・フレームワーク」に対して、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 Green 1(F)を付与し公表している。また、同日に SMTB がフューチャートラストに対して策定した「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」に対する意見書を公表している。

本第三者意見書の目的は、上記本フレームワークを参照して SMTB が発行したフューチャートラスト(対象期間:2024 年 10 月～2025 年 3 月、以下、左記の対象期間内に発行されたフューチャートラストを「本評価対象」)が、本フレームワークに定める(1)調達資金の使途、(2)プロジェクトの選定プロセス、(3)調達資金の管理、(4)レポーティングの 4 要素への適合性を確認することである。また、JCR は適合性評価に先立ち、本フレームワークが引き続き参照とする関連原則等に適合しているかについての確認も行っている。

II. 本意見書における確認項目

本項では、本フレームワークの関連原則等への適合性の確認及び本評価対象の本フレームワークの適合性に関して確認すべき項目を記載する。本評価対象の本フレームワークの適合性評価に関して、本意見書では、SMTB によって実行される予定のレポーティングについて重点的に確認を行う。

1. 本フレームワークへの関連原則等への適合性の確認

本フレームワークの評価時点までにおける変更の有無及び参照した関連原則類の改定状況ならびに改定内容を踏まえ、評価時点において引き続き本フレームワークが当初参照した関連原則類へ適合しているかについて確認する。

2. 本評価対象の本フレームワークへの適合性評価

(1) 調達資金の使途

本評価対象の資金使途の対象となるプロジェクトが、本フレームワークで定めている適格クライテリアに適合しているかについて確認する。また、資金使途の対象となるプロジェクトが環境・社会に対して与えるネガティブな影響について確認する。

(2) 資金使途の選定プロセス

本評価対象の募集にかかるプロセスは、本フレームワークに定めたとおり運用されているか確認する。

(3) 調達資金の管理

本評価対象によって調達された資金が、本フレームワークに定めた事務フローに従って対象となるプロジェクトへ充当されているか、また本フレームワークに即して適切に追跡管理されているかについて確認する。

(4) レポーティング

本評価対象にかかる資金の充当状況及びインパクト・レポーティングの内容が、本フレームワークに即したものになっているか、また適切に開示されているか確認する。

III. 本評価の一覧

本評価対象は、SMTB が本フレームワークに基づき 2024 年 10 月～2025 年 3 月までに発行したフューチャートラストである。なお、本評価対象は 2024 年 10 月から毎月発行しているが、以下の表では評価対象期間の合計額として記載している。

対象	発行総残高*	募集時期	償還期日
フューチャートラスト	1,259 億円	2024 年 10 月から 2025 年 3 月まで	発行から 5 年後

*：1 億円未満を四捨五入し表記している。

IV. 本フレームワークの関連原則類への適合性確認

1. グリーンファイナンス・フレームワーク

JCR は、2024 年 9 月 30 日に SMTB がフューチャートラストを対象として策定した「グリーンファイナンス・フレームワーク」に対して、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 Green 1(F)を付与し公表している。

JCR は「グリーンファイナンス・フレームワーク」は評価公表時から変更はないことを SMTB からのヒアリングにより確認している。これより、JCR は「グリーンファイナンス・フレームワーク」が引き続きグリーンボンド原則（2021 年版）及びグリーンボンドガイドライン（2022 年版）へ適合していると評価している。

なお、グリーンボンドガイドラインは 2024 年 11 月に改訂されているが、「グリーンファイナンス・フレームワーク」は改定後のグリーンボンドガイドラインに対しても適合していることを JCR は確認している。

2. ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク

JCR は、2024 年 9 月 30 日に SMTB がフューチャートラストを対象として策定した「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」に対して、意見書を公表している。

JCR は「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」は評価公表時から変更はないことを SMTB からのヒアリングにより確認している。これより、JCR は「ポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワーク」が引き続き「ポジティブ・インパクト金融原則」へ適合していると評価している。

V. 本フレームワークとの適合性確認

1. 調達資金の使途

SMTB は、フューチャートラストの募集により資金をグリーンファイナンスまたはポジティブ・インパクト・ファイナンスに任意の割合で充当することとしている。

本評価対象の資金使途（2025 年 3 月末基準）は下表のとおりである。

< 資金使途の概要 >

グリーンファイナンス

対象アセット	件数	金額
再生可能エネルギー	3件	14,847,000,878円
グリーンビルディング	3件	46,060,000,000円
合計		60,907,000,878円

ポジティブ・インパクト・ファイナンス

件数	金額
12件	64,974,999,122円

グリーンファイナンス及びポジティブ・インパクト・ファイナンスへの充当合計額は、フューチャートラストの残高と一致している。また、充当対象となるファイナンスは本フレームワークの適格クライテリアを満たしているため、環境改善効果等ポジティブなインパクトを発現するものであることを確認している。

また、充当対象となっているグリーンファイナンスについては、当該ファイナンス実行時に対象となるプロジェクトが環境・社会にもたらしうるネガティブな影響を精査し、起こりうるリスクに対して適切に手当てできていることを確認している。ポジティブ・インパクト・ファイナンスについては、組成の過程において借入人の事業全体におけるネガティブな影響を精査していることを確認している。

これより、JCR は SMTB が本フレームワークに基づき適切に調達資金を環境改善効果等ポジティブなインパクトをもたらしうるファイナンスへ充当していることを確認した。

2. 資金使途の選定プロセス

本評価対象を募集/実行するに際して実施されたプロセスは本フレームワークに従っていることを、JCR は SMTB へのヒアリングにより確認している。

また、本評価対象を募集/実行する際の目標・基準及びプロセスは、2024 年 9 月に JCR が公表している本フレームワークの評価レポートにおいて開示されており、投資家が事前に参照できる仕組みが構築されていることを JCR は確認している。

3. 調達資金の管理

本評価対象にかかる資金の充当状況は「1. 調達資金の使途」で説明のとおりである。フューチャートラ

ストの発行によって調達した資金は、発行後速やかに充当されていること及び充当対象のアセットに対する定期的なモニタリングにより適切な資金充当が維持されているため未充当金額は発生していないことを JCR は確認している。また、SMTB のヒアリングを通じて、本評価対象に関する追跡管理に対する内部統制が適切に働いていることに対しても JCR は確認している。

4. レポーティング

4-1. 資金の充当状況に係るレポーティング

SMTB は、本評価対象にかかる資金の充当状況を SMTB のウェブサイト上で開示している。

JCR はレポーティング内容を確認し、資金使途の対象となるプロジェクトの概要及び充当金額に係る開示内容を確認している。これより、本評価対象にかかる資金の充当状況として適切な情報が開示されていると JCR では評価している。

4-2. 環境改善効果・社会的便益に係るレポーティング

SMTB はインパクト・レポーティングとして、以下の項目を SMTB のウェブサイト上で開示することとしている。

グリーンファイナンス

- ・ 再生可能エネルギー・プロジェクト：CO₂ 排出の削減相当量（トン単位）
- ・ グリーンビルディング：グリーンビルディングの認証数と認証レベル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス

対象となる案件において評価対象となったインパクトエリアの金額別分布

以上より、JCR は上記開示項目が本フレームワークに記載されている内容と適合していると評価した。

VI. 本フレームワークとの適合性確認

以上より、JCR は本評価対象が本フレームワークの各要素へ適合していると評価した。

（担当）菊池 理恵子・玉川 冬紀

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、評価対象が発行体の策定したグリーンファイナンス・フレームワーク及びポジティブ・インパクト・ファイナンス運用フレームワークへの適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらす環境改善効果・社会的便益を示すものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況の評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、フレームワークを参照し実行される金融商品等による環境改善効果および社会的便益を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。当該金融商品の実行により調達される資金が環境および社会に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、ICMA、環境省及び UNEP FI が策定した以下の原則及びガイドラインを参照しています。

- ・グリーンボンド原則
- ・グリーンボンドガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティボンド等に係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、発行体が組成する金融商品について、発行体の策定したフレームワークへの適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関)
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル